

平成18年度 国立大学法人島根大学 年度計画

国立大学法人島根大学の中期目標・中期計画(平成16～21年度)に基づく平成18年度計画を以下に示す。
(注:中期目標を四角(点線)で囲んで該当箇所に示している。また,各項目に付している番号は,中期目標・中期計画・年度計画一覧表の整理番号に対応している。)

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

(学生収容定員)

島根大学の平成18年度の学生収容定員は,別表のとおりとする。

1 学部段階では幅広い教養と基礎的な専門知識を身につけ,課題探求能力と問題解決能力を涵養するとともに,修士課程及び博士前期課程では応用力を養い,博士後期課程では専門分野の学問を修得させ,創造力及び応用力を養う。

(学士課程)

No.1

(1) 学士課程の学修到達目標を明確にし,教養教育とそれを踏まえた専門教育の再編充実を図る。以下の ~ の諸課題を実現する教育課程の編成に取り組み,平成19年度試行と平成20年度本格実施によって中期計画に掲げた個別教育諸課題を達成する計画を策定する。

公共性・倫理性等の自覚を高め,将来の進路に関わって社会的役割の自覚を深められるように,幅広い知識,広い視野,総合的な判断力を身につけ,専門性を高める学士課程教育を実現する。そのため,学生の多様性を踏まえ,現代的課題に対応したカリキュラム編成を行う。教養教育の領域では,下記のような科目と教育プログラムを開設・拡充し,必要な整備を行う。

大学で学ぶことへの意欲を高め,準備を整える科目群

- ・初年次教育セミナー科目(大学で何をどう学ぶか,自己表現,社会及び人間理解,環境,将来設計など)
- ・基礎学力向上教育プログラム(人文・社会・自然科学の基礎の充実)

人と社会への理解を深め,自覚を高める科目群

- ・「人と学問」関連科目(現代大学論,科学史,科学哲学など)
- ・キャリア形成科目
- ・島根の人と自然に学び,地域・社会を理解する「島根学」「出雲学」科目,ボランティア活動科目及びフィールド学習教育プログラム

現代的教育課題等に応える科目群

- ・情報関連科目(学術情報活用,情報セキュリティ,高度情報運用能力など)
- ・知的財産関連科目
- ・環境教育プログラム
- ・外国語教育プログラム

開設科目の精選及び効率的な時間割編成

高度専門職業人養成を強化する教育課程の実現

学士課程における教員,医師,看護師,技術者養成システムの整備充実

- (2) 医学部において、医学英語教育の実施状況調査や体験学習教育の 2 , 3 年次への導入の検討などを行い、医学英語・チュートリアル・体験型実習教育システムの更なる充実を図る。
- (3) ティーチング・アシスタント (TA) 採用規則改正後の積極的活用の成果を検証し、有効な研修システムの確立について検討する。
- (4) 人件費削減問題及び専任教員による教育担当体制の見直しに関連して、嘱託講師の精選をさらに進め、退職教員等への特別嘱託講師及び特任教授制度の活用を検討する。現代的課題に対応する新規開講科目の中で、地域及び専門分野の教育支援者を積極的に活用する。
- (5) 外国語教育センターは、学生の習熟度に応じたきめ細かい教育によって教育成果を高める外国語教育プログラムをさらに充実させる。また、各学部専門分野の要請に応える英語教育プログラムの開発のため、各学部との協議を開始する。

No.2

各学部・学科(課程)は、学士課程における教育課程の再編に合わせて、エッセンシャルミニマムに基づく教育カリキュラムを整備充実する。

No.3

学士課程における教育課程の再編に合わせて、環境教育・フィールド学習教育・医工農系教育・教員養成教育プログラム等に関連する全学開放科目の充実を図る。

No.4

放送大学との単位互換に関する協定書及び覚書を平成 1 8 年度中に改定し、放送大学全科履修生の本学への受け入れ体制を整備する。

放送大学及び島根県立大学との単位互換制度を拡充し、カリキュラムの多様化を図る。

No.5

教育開発センターは、JABEE 関連授業資料の収集・管理システムを更に改善し、教育評価・改善のためのファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を強化する等、総合理工学部及び生物資源科学部が実施する JABEE 認定取得に対する支援を強化する。

(修士課程 (博士前期課程))

No.6

大学院修士課程 (博士前期課程) における教育の実質化を図り、高度専門職業人養成の課題に応えるため、教育の充実を図る。

各研究科・各専攻の教育目標に沿ったエッセンシャルミニマムを策定し、それに基づいたカリキュラムを整備するとともに、研究指導体制を点検整備し充実する。

教育学研究科における教員養成プログラム及び医学系研究科における専門看護師養成プログラムの更なる充実を図る。

(博士課程 (博士後期課程))

No.7

大学院博士課程 (博士後期課程) における教育の実質化を進め、魅力ある大学院を構築するため、医学系研究科及び総合理工学研究科において、各専攻分野の教育研究システムを点検整備し充実する。また、医学系研究科における専門医養成プログラムの充実発展を基盤に高度専門職業人養成のためのコース新設を検討する。

2 それぞれの専門を活かして、自主的に進路を選択し、決定できる学生を育成する。

No.8

教育開発センターとキャリアセンターを中心に各学部・学科等の連携を強化し、就職・進学等に関する将来の進路決定を支援するためのきめ細かな履修指導を行う。

No.9

学士課程における教育課程再編に合わせて、教育開発センターとキャリアセンターを中心に各学部・学科等の連携を強化し、教養教育及び専門教育段階におけるキャリア形成教育プログラムを充実する。

3 教育の成果・効果の検証を行い、改善に努める。

No.10

教育開発センターを中心に、教養教育と専門教育について、中期目標・中期計画と大学評価・学位授与機構の大学評価基準に基づいた自己点検評価を行い、公表する。

No.11

教育開発センター及び各学部等は、上記の自己点検評価に基づいて授業科目の内容と担当体制を再検討し、開設科目の精選と適正な配置（年次配置と時間割上の配置）を進め、平成19年度カリキュラムに反映させる。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

1 大学の理念・目的に沿って、知的好奇心が旺盛で勉学意欲があり、目的意識が明確な学生を、多様な入学者選抜方法で受け入れるために、入試実施体制と入試組織を整備する。

No.12

入試センターの専任教員（1名）を採用する。

入試センターは、学内外の入学者選抜方法等に関する情報・データを調査・分析・評価し、次年度入学者選抜方法等の改善に役立てる。

志願者、入学者を確保するため、企画・広報活動を更に強化する。

- ・高校生・保護者向けに本学の入試広報パンフレットを作成する。
- ・インターネット上で、携帯サイトにおける入試情報提供を改善充実する。
- ・8月のオープンキャンパスにおいて、保護者向け大学説明会・相談会を実施する。
- ・教育学部等が行ってきた山陰両県の高校訪問活動及び松江・出雲地区の近隣高校6校への学部・学科説明会を継続実施するとともに、中国地区の高校に対する広報活動強化について検討する。
- ・山陰、中国、近畿、九州地区等における広報活動（島根大学説明会の開催、大学合同説明会及び業者主催進学説明会への参加等）を計画的重点的に展開する。

企画・広報活動について、その効果を検証し、改善する。

- ・学部・学科（課程）ごとに、可能なところから新入生アンケートを実施する。
- ・大学説明会等において参加者アンケートを実施し、入試動向を分析する。
- ・外部業者との契約業務について、その効果を年度ごとに検証し、契約内容を見直す。

入試センターを中心に、大学・学部・学科等のアドミッション・ポリシーを系統的に整備し、選抜要項及び募集要項等の大学・学部・学科等案内を充実する。

入試の実施体制の効率化を進める。

- ・推薦、編入学、大学院入試等の選抜試験ごとの日程統一を、可能なものから実施するための計画を策定する。
- ・上記の日程統一により試験実施の規模が大きくなる場合は、学年暦への組み込みを検討する。
- ・入試の準備・実施に対する教職員協力体制を強化する。

No.13

各種選抜試験を継続実施するとともに、それらの効率的実施について引き続き検討する。

2 入学者選抜に関する評価を推進し、その改善に努める。

No.14

総合理工学部地球資源環境学科の平成19年度アドミッション・オフィス(AO)入試に関し、平成18年度入試の実施実績を検討し、必要に応じて改善を加え継続実施する。

平成19年度入試において医学部医学科の後期日程募集を廃止し、平成18年度入試から実施した地域枠推薦募集者数を拡大する。

平成19年度入試の一般選抜及びその他の特別選抜について、平成18年度入試の実施結果を点検・評価し、必要に応じて入学者選抜方法の改善及び募集人員の見直しを行う。

全国的な入試動向の変化と本学の近年の学部入試の実績を点検・評価し、一般選抜及び特別選抜の今後のあり方について抜本的な見直しを開始する。

No.15

高度専門職業人養成の視点から魅力ある大学院を構築するため、大学院教育の改革を進める。社会人、留学生等の受け入れ強化も視野に入れた入学者選抜方法等の更なる改善を進める。

大学院説明会の実施等、企画・広報活動を強化する。

医学系研究科博士課程では、専門医養成プログラムの充実及びコースの新設準備を進め、学生の受け入れ体制を整備する。

3 教育目的・目標に即して教育課程を編成し、体系的な授業内容を提供する。

No.16

教育開発センター及び各学部等は、大学教育の理念・目的に沿って、個々の授業科目の位置づけを明確にした一貫性・整合性のあるカリキュラム再編成に取り組み、平成19年度試行、平成20年度本格実施できるようにする。

No.17

教育開発センターは、環境教育・キャリア形成・地域に学ぶ「島根学」「出雲学」・島根の人と自然に学ぶフィールド学習等をテーマとする教育プログラムの開発に取り組み、平成19年度試行に向けて準備する。

No.18

教育開発センターに設置した教職課程運営代表者会議の全学的な位置づけに関して、中央教育審議会における教員養成の実質化等の審議を踏まえた組織整備を検討する。

複合科目・学際領域科目の整備については、学士課程における教育課程の再編に合わせて、現行の展開科目・総合科目の見直しを行う。

4 社会・地域の多様なニーズに対応した教育システムを整え、グローバルな視点から社会にコミットできる学生を育成する。

No.19

キャリアセンターと教育開発センターは、キャリア形成教育プログラムの充実に関連して、インターンシップの平成19年度からのカリキュラム化について検討する。

低学年向けのキャリア形成講座を開講することによってインターンシップへの参加を促す。

受け入れ企業等を開拓し、受け入れ要請を行うとともに、学生に対する事前・事後指導を充実する。

社会の多様なニーズに対応した教育システム整備の一環として地域・産業界との連携を深め、企業セミナー等を実施する。

新人看護師の中には医療現場に適応できず、リアリティーショック症状を来し早期退職する者がいる。これを改善する目的で、低学年から看護業務実践の機会を提供するなど、職業人としてのキャリア形成に資する実践的教育環境を整備する。特に、2年次学生(10名程度)を対象に附属病院と技能補佐員(看護助手)の雇用契約を結ばせ、看護業務実践の機会を早期に提供する。

No.20

社会的視野を広げ人間的力量を高めるため、環境教育・キャリア形成・フィールド学習・「島根学」「出雲学」などの地域学習の教育プログラムを全学的に開発する。

No.21

環境教育やフィールド学習等の教育プログラムの開発に当たって、学生による企画・実践を取り入れた学生参加型科目の充実を図り、平成19年度新規開設に向けて準備する。

No.22

交流協定大学における海外学習体験の単位認定プログラムを検討するとともに、上記(No.21)の学生による企画・実践科目の中に海外学習体験を含めることを検討し、平成19年度から具体化する。

No.23

平成18年度特別教育研究経費(教育改革)の新規事業として予算化された「島根の人と自然に学ぶフィールド学習教育プログラムの構築 - 島根大学から世界が見える教育の展開 - 」を全学的に実施し、さまざまなフィールド・現場における学習体験に根ざした教育プログラムを構築する。

5 教育の質を保証する厳格な成績評価を実施する。

No.24

全教員が全担当授業科目について成績評価基準を明示したシラバスを作成し公表するように、更に周知徹底する。平成18年度シラバスについて、成績評価基準を適切に明示している教員数と授業科目数及びそれらの比率を学内に公開する。

No.25

成績判定の標準化・単位の実質化・学生の授業選択の拡大・学習指導体制の確立等の諸課題を検討し、JABEE認定取得対応学部を中心に平成19年度からGPA制度を試行的に導入する準備を進める。

No.26

学習指導体制確立の一環として、平成19年度からの運用を目指し、成績評価に関する情報開示システムを構築する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

1 大学の理念・目的に沿った教育を実現するために必要な教育体制及び教育支援体制を整える。

No.27

改正予定の大学設置基準等に基づき，助教，助手について本学の教員選考基準を見直し，併せて各学部等の細基準を見直す。

No.28

退職教員が特別嘱託講師及び特任教授制度を活用しやすいように運用の改善を図る。
教育課程の再編の中で，学部内学科横断型や全学にわたる学部横断型の教育プログラムを工夫し，機敏な人員配置を含めた柔軟な教育体制の整備を進める。

No.29

全研究科において大学院担当教員の認定及び再審査制度を整備・充実させる。

No.30

教育開発センターは，3名の専任教員体制を確立し，教育課程の再編を進める中でFD活動の強化，教育改善のための企画開発等を促進する。
学部等は，全学の取組と一体になって，FDを含めた教育改善活動を更に進める。

2 外国語教育の企画・立案・実施体制を確立する。

No.31

外国語教育センターは，センター設置（平成16年度）後2年間の外国語教育の成果と課題を踏まえ，英語及び初修外国語の到達目標とカリキュラム構成を見直すとともに，引き続き外国語教育の改善を図るため，学生の学習支援体制や管理運営体制を充実する。

3 附属図書館は，教育・研究及び学習を支える知的情報を提供する。

No.32

雑誌資料について，コンテンツ・データベースやリンクツールにより，各種専門分野データベース，電子ジャーナル，OPAC等を連携させることで，検索画面から契約電子ジャーナルや所蔵している雑誌の利用，或いは文献複写依頼等が一連の流れで統合的に利用できるシステムを整備する。
図書資料について，OPACから目次・内容情報が参照できるシステムを全学的に拡大し，図書の利用促進を図る。
利用者の教育・研究活動に必要な学術情報の利用促進を図り，効果的な図書館サービスを推進するため，各種利用マニュアルやテキスト等の作成，及びホームページによる各種ポータル（図書館の提供する様々な情報やサービスを容易に利用できる学内者向けのシステム），My Library機能（利用者がカスタマイズできる図書館サービスメニュー）を整備・充実する。
統合的な図書館情報システムの導入により，本館と医学分館を一元的に管理・運用し，サービス機能を強化する。図書館情報システムの機能がより効果的に発揮できるよう整備する。
学生用図書の整備・充実を推進するため，学生1人当たり1冊以上の購入を目指す。

No.33

教育研究活動に不可欠な電子ジャーナル及び各種データベースを，大学全体の情報基盤と位置づけ，継続的・安定的な維持に努める。なお，平成19年度以降の電子ジャーナル及び各種データベースの導入について，意向調査を実施し，見直しを図る。
「島根大学研究紀要全文データベース」の継続的な管理運用を行い，学内学術論文の情報発信を促進する。併せて，「機関リポジトリ」（学内で生産された電子的な知的生産物をメタデータ（データに関するデータ）を付加して蓄積・保存し，インターネットによって公開する仕組み）の構築に向けて検討を進める。

貴重資料の電子化及び解題付与，データベース化を推進し，所蔵資料の情報発信による利活用を図る。また，原本の保存対策を講ずるとともに，地域の関連機関との間で資料の相互利用を推進する。

漢籍・和装本及び未着手の洋装本を対象とした，第二期遡及入力を推進する。

4 情報ネットワーク等を含む教育環境を整備する。

No.34

教育開発センターは総合情報処理センターと連携して，教養講義室棟及び学部棟から大学のネットワークに快適安全にアクセスできるように，年度内に環境整備改善計画（無線 LAN 情報網等のインフラ整備改善，セキュリティシステム整備改善等）を立て，平成 19 年度から順次実施する体制を整える。

No.35

両キャンパス間遠隔地講義システムについて，教養教育における利用を促進するとともに，両キャンパスの学生を対象とする医・工・農系，環境教育系，健康福祉教育系等の全学開放科目の充実計画を立てる。

No.36

大学院生の実験・研究スペース及び設備・備品等について，全学的な実態調査を実施し，平成 18 年度内に整備・改善計画を立て，平成 19 年度から順次実施する。

No.37

学生が積極的に自学自習を行うよう，平成 17 年度に整備した語学学習システム及びマルチメディア教材等（CALL 教室及び外国語教育ワークステーション）の活用促進を指導する。
自学自習体制を充実するため，平成 18 年度，外国語教育センターの学内移転に合わせ，語学自習用教材・機器等の整備を更に進める。

5 教育活動の評価システムを確立する。

No.38

大学評価情報データベースの教員情報入力システムにより，教員のデータ入力を開始するとともに，大学評価評議会において教育活動に関する全学的な評価方針を策定する。また，各部局等においては，全学的な方針を基本に当該部局等に応じた評価システムを作成する。

No.39

教育開発センターを中心に，学生による授業評価を改善実施し，その分析結果を授業改善に活用する。この組織的取り組みを強化するため，各学科・研究室等において授業評価結果の検討会を開催するとともに，学生による授業評価に基づく授業改善結果の報告を集約する。

6 社会の要請を踏まえ，学部及び大学院の新設・改編・充実を行う。

No.41

平成 18 年度末までに「地域創造研究推進機構」（仮称）の設置に向けて，学内の検討組織を立ち上げ，可能な範囲で学外の研究機関とも協議を開始する。

「地域創造研究推進機構」（仮称）の検討と併せて学内関連分野の連携融合による大学院の整備の検討を開始する。

No.42

連合大学院農学研究科を維持するため，引き続き連絡・調整を密にする。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

1 学生の学習支援体制を強化する。

No.43

学士課程における教育課程の再編に合わせて，各学部・学科(課程)・コースにおいて，系統だった学習が可能な複数の履修推奨モデルを提示し，きめ細かい履修指導を行うことができる体制を整備する。

No.44

オフィスアワーの設定及び活用の実態を調査し，目標を明確にした改善計画の策定と実施に着手する。

指導教員マニュアルを加除式のものに改訂し，指導教員制度を一層実質化させることによって，学生の教育面，生活面での支援の充実を進める。

政策的配分経費を用いて新入生に対する導入教育をモデル的に実施する。

学生指導の共有化システムを用いて指導教員の活動状況の実態を把握する。

No.45

年2回の学長表彰を実施する。中期計画で平成18年度末までに導入するとした，優秀な学生に対する学長表彰制度は，16年度後期から導入しているが，より効果的な表彰方法について学生委員長会議で検討を続ける。また，学部レベルでの学生表彰の定着を図る。

日本学生支援機構の第1種奨学金「特に優れた業績による返還免除制度」を活用し，大学院における研究等を奨励する。

No.46

学生生活実態調査を実施し学生の意見を聴き，ハード面及びソフト面から新たな支援方策を検討し，出来るものから計画的に整備をしていく。

学生支援課，指導教員，保健管理センターの連携を強化し，情報の共有化(システム化)を行い，支援体制を整える。

- ・心身に障害のある学生の支援プログラム，設備等の設置状況，利用状況を再点検する。
- ・留学生，社会人等，特別な支援を必要とする学生に関しても，支援プログラム，施設等の再点検，学生の利用満足度，ニーズの調査等について検討する。

2 課外活動及びボランティア活動の支援体制を整備する。

No.47

全サークル対象研修会を2回，水上系サークル対象研修会を1回，山岳系サークル対象研修会を1回開催する。

学生の地域社会との交流・地域の取組みへの積極的参加を促進する。

全国大会出場団体・個人に対する支援を行う。

各ボランティア団体が機能的かつ効率的に活動するための具体的方策としてボランティアセンター等の設置を検討する。

ボランティア等に貢献した団体，個人を顕彰する制度等を検討する。

3 学生の生活支援体制を強化する。

No.48

学生生活実態調査を行い、分析結果を学生生活の支援にフィードバックさせる。
現在の「指導教員の手引き」を全面的に改定し、指導教員との情報の共有・連携を推進するなど学生指導を充実する。この手引きをもとに、新任教員に対し研修会を実施する。
学生委員長会議構成員と学生生活推進会等学生代表との懇談会を開催し、学生の意識等を把握し、学生生活の支援に活かす。

No.49

保健管理センター、学生相談室等と学生委員会及び指導教員の間で情報の共有、連携を推進する。
平成17年度に前倒しで配置した常勤カウンセラ - を中心に、メンタルケア実施マニュアルの作成のための事例を収集する。
不登校等問題を抱えている学生を対象とした「学生生活サポート・ワークショップ」を実施する。

No.50

平成17年度に立ち上げた、セクシュアル・ハラスメント以外のハラスメントに対する学内体制について、実効性を高めるよう、さらに制度の改善・充実を図る。学生、職員を対象とした、広報及び啓発活動を強める。

No.51

学生の苦情・相談に対応する相談員として、現在専門職員1名が窓口となっているが、事務組織再編に伴うグループ制の導入により複数化する。
メール相談の実施や、意見箱の設置を行なう。
相談窓口や緊急時の連絡先を記載したカードを作成する。

No.52

保護者との系統的な連携を強化し、保護者とともに学生を支援する体制を充実する。
保護者への情報発信を強める方法について検討する。
各学部における保護者と教員との面談、意見交換会等の充実を図る。

No.53

福利厚生施設の改善充実を図るため、学生のニーズを取り入れ、計画的に福利厚生施設の設備・機器の更新を行う。
学生とともに、学生センター南側広場、野球場、陸上競技場、学生寮等の環境整備を行う。

No.54

出雲キャンパスに保育施設を開設し、乳幼児の保育を開始する。
松江地区の教職員、学生の保育環境を整えるための具体的な方策について調査検討を行う。

No.55

授業料奨学融資制度による奨学支援を拡充する。
平成18年度から成績優秀者に対する授業料免除を導入し、学生の勉学に対するインセンティブの向上を図る。

No.56

学内環境整備，図書館業務，福利厚生施設の運営等への学生アルバイト活用を促進する。

No.57

4 大学（島根大，山口大，愛媛大，高知大）間学生交流自主的・実践的研究プロジェクトへの支援を行う。

学生が学会発表や他大学等での研修を行う際の財政支援策を検討する。

4 学生の就職支援体制を強化する。

No.58

キャリアセンターは各学部・学科と連携して就職支援活動を強め，就職率の更なる向上を図る。キャリアセンターと教育開発センターは，平成19年度から，キャリア教育をカリキュラムに組み入れることを検討する。

No.59

就職に関する学内情報システムを学外からも利用できるようにし，就職活動の支援を強化する。ジョブカフェしまね（しまね若年者就業支援センター）と連携して既卒者に対する就職支援を行う。

企業・在学生向けに，就職情報をホームページに掲載する。

5 留学生の生活支援体制を強化する。

No.60

「国際交流センター」を平成18年度中に新設し，同センターの「学生交流部門」において，各部局及び関係センターと連携して，留学生の就学指導・生活支援体制を強化する。

No.61

平成18年度に新設する「国際交流センター」において，留学生に対する外国語による情報サービスの点検を行い，多言語化による情報サービスの充実を図るとともに，ホームページ内容のさらなる充実及び管理体制の整備を図る。

No.62

留学生に対する奨学金の確保と資金的援助について学内で検討するとともに，留学生後援会や島根県留学生等交流推進協議会など関連団体に，奨学金の創設について依頼する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

（1）研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

1 地域における知の拠点として，社会の要求に応えられる多様な学問分野を育成するとともに，特色ある研究を強化し，国際的に評価される研究拠点を構築する。

No.63

プロジェクト研究推進機構の重点研究プロジェクトについては，学外の専門家を含めた評価を年度末までに行い，その結果を計画最終年度にあたる平成19年度計画に反映させる。平成18年度末までに計画が終了する萌芽研究プロジェクトについては，評価結果を基に新規の重点研究プロジェクトを立ち上げるためのプレリミナリープロジェクトを準備する。

島根県，雲南市，松江市及び国土交通省中国地方整備局との包括協定を基礎に，環境，過疎・高齢化，観光等の地域の特性を生かしたテーマで具体的な共同研究プロジェクトを推進し，本学の多様な研究活動を育成する。

地域の新産業育成に貢献しうる健康食品開発，医療技術，水質改善技術等の研究分野において引き続き産学官連携事業を推進する。

No.64

平成18年3月に実施したプロジェクト研究推進機構の評価結果をふまえ，研究体制強化のため重点研究プロジェクトにおけるポスドクの雇用を倍増する。

重点研究プロジェクト主催の国際研究集会を開催するとともに，研究成果の国際誌への投稿数を平成17年度よりも増加させる。

2 研究成果を学内研究者で共有するとともに，積極的に社会に還元する。

No.65

平成18年度末を目途に，大学評価情報データベースの教員情報入力システムを活用して，教員ごとの研究状況の内容・成果をまとめたホームページを作成し，公表する。

No.66

平成18年6月までに，試行的に平成17年度にまとめた研究成果を冊子及びホームページで公開する。

平成18年度末までに研究成果公表制度を構築する。

No.67

知的財産の創出・管理機能を更に強化するため，整備済み制度（知的財産ポリシー，職務発明規程，発明審査委員会規則，職務発明等に対する補償金支払要項）の見直しを行う。

平成18年6月末を目途に利益相反マネジメントポリシーを策定，周知する。利益相反マネジメントポリシーに基づき，平成18年9月末を目途に諸規則を整備し，利益相反マネジメント制度を構築する。

No.68

平成18年4月1日に産学連携センター連携企画推進部門に教員を配置し，リエゾン機能の強化を図る（産学官連携活動の企画，推進及び調整，研究プロジェクトの企画，推進及び実施，産学官連携活動の実践的研究と活用）。

産学連携センターの連携企画推進部門から既設の知的財産創造活用部門への業務の流れを整理し，産学連携活動を一元的に管理，推進できる体制を平成18年度の前半に確立する。

3 国内外のトップレベルの水準として評価される研究を維持・創出することを目指す。

No.69

汽水域研究に関する国際研究集会を開催する。

中国寧夏大学・島根大学で合意した国際共同研究所枠組み協議書に基づき，寧夏国際共同研究所での研究活動を開始する。平成18年度中は特定研究プロジェクト（寧夏プロジェクト），萌芽研究プロジェクトについて共同研究を推進する。

特定研究プロジェクト（テキサスプロジェクト）の推進を図り，重点研究プロジェクトと連携して具体的テーマについてテキサス州研究者と共同研究を進めるとともに，新たなテーマ設定についても協議する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

1 研究体制を整え、研究目的・目標の達成に結びつける。

No.70

研究活動に対する意識改革と高揚のための全学的なフォーラム，シンポジウム等を研究戦略会議が中心となって実施する。

平成18年度末を目途に，優秀な研究者（人材）を確保するための人事管理・組織管理制度の見直し案を策定する。

No.72

平成17年度に設置した重点研究プロジェクトに対して，平成18年3月に実施した研究成果の評価結果に基づき，重点的な研究費の配分を行う。

（重点研究プロジェクトは以下の4プロジェクト 汽水域の自然・環境再生研究拠点形成プログラム，健康長寿社会を創出するための医工農連携プロジェクト，中山間地域における住民福祉の向上のための地域マネジメントシステムの構築，S-ナノテクプロジェクト）

2 研究目的と規模に応じて，適切な研究支援体制と研究環境を整備する。

No.73

平成18年度末までに共同利用の研究設備のオペレーターの確保制度を確立する。

No.74

平成18年度末までに教員のサバティカル研修（長期研修）制度についての問題点を整理し，制度化のための原案を策定する。

No.75

平成16年度の学内予算編成において設けた，大学の個性化を図る重点的な教育・研究プロジェクト等に配分する「政策的配分経費」に，新しく「社会・国際連携推進費」を設け，大学の国際化を推進する学術交流の取組みに関する教職員等の海外派遣事業を展開する。

No.76

平成17年度に策定した共同利用設備・機器の整備計画に基づき，総合科学研究支援センターを中心として以下の取組みを推進することにより，中期計画に掲げた平成18年度末までの体制整備の目標を達成する。

過去3年間の共同利用の実績について評価し，共同利用機器の運用システムの改善点について検討を行う。

共同利用設備・機器のより有効かつ効率の良い利用システムを整備する。利用率を高めるため利用者講習会・実験技術講習会の充実など，利用者の便宜を図るための取組みを強化する。

「なるべく故障を起こさないための機器使用のノウハウ」を盛り込んだ利用マニュアルの作成を行うとともに，留学生向けの利用規程の整備，充実を図る。

学外者による利用体制を早急に構築するため，施設・機器利用料や消耗品費等の徴収に関連した規程などの策定を中心に，学外者による利用に関わる制度及び利用マニュアルの整備を進める。

3 研究活動等の状況や問題点を把握し，研究の質の向上及び改善を図るための評価システムを整備する。

No.77

平成18年度に、大学評価情報データベースの教員情報入力システムにより、各教員が研究等データの入力を行い、大学評価評議会が定める評価方針に基づき、研究の質の向上及び改善を図るための研究実績等の評価を試行的にスタートさせる。

研究活動等の状況や問題点の把握とその共有化のため、平成18年度末を目途に、大学評価情報データベースの教員情報入力システムを活用して、研究協力課において、教員ごとの研究状況の内容・成果をまとめたホームページを作成し、公表する。(No.65参照)

No.78

「島根大学における施設の有効活用に関する規則」(平成17年7月6日制定)に基づき、競争的資金を獲得した教員や、学部・研究科等を越えた研究ユニットの実験・研究スペースとして有効活用を促進する。

No.79

平成18年度中に、大学評価情報データベースの教員情報入力システムを活用した教員評価による功績者表彰制度を策定し、実施する。

4 組織の改組転換を含め、教育機能、研究機能を再検討し、教育研究の進展や社会的要請に柔軟に対応する。

No.80

平成17年度に複合・融合領域の研究プロジェクトとしてプロジェクト研究推進機構に設置した次の重点研究プロジェクト及び萌芽研究プロジェクトを推進する。

重点研究プロジェクト

- ・健康長寿社会を創出するための医工農連携プロジェクト
- ・中山間地域における住民福祉の向上のための地域マネジメントシステムの構築

萌芽研究プロジェクト

- ・医療・福祉施設の居住性向上に関する試験研究プロジェクト

No.81

平成17年度末の組織整備方針に従い、平成18年度には、島根県や情報関連産業との連携を密にして組織する「実務的システム開発ラボ」を軌道に乗せ、全学の情報基盤の充実を図るとともに、高い情報処理能力を身に付けた学生の育成に着手する。

情報処理についての実務的能力を持った学生を育成するために、総合情報処理センターとして総合科目の授業を1コマ開講する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

1 「地域とともに歩む大学」として、生涯学習社会に対応した社会貢献の推進、地域産業界・地方公共団体との連携を強化し、学内外の研究組織・機関との連携・協力を図る。

No.82

生涯学習教育研究センター公開講座専門部会で検討、承認した「大学公開講座の在り方」を実施に移し、大学公開講座の全学的な実施体制を確立する。そのために、生涯学習教育研究センターを核とした学内組織の充実を図る。

No.83

本学における社会貢献を推進するため、平成16年度に設置した「島根大学・島根県教育委員会等四機関連絡協議会」での協議をもとに、本学と県・各市町村教育委員会など関係機関・団体からなる「島根生涯学習推進協議会」（仮称）の設置計画を定め、各市町村と設置に向けた具体的な協議を行う。学外の生涯学習関係機関・団体との連携・協力関係を強化するとともに、大学へのニーズを把握し、具体的な社会貢献の在り方を検討する。

No.84

教育開発センターと生涯学習教育研究センターの連携により、市民向け企画「島根大学公開授業」を充実・強化し、原則としてすべての教養教育科目を公開する体制を整備する。放送大学との単位互換に関する協定書・覚書の改定計画に合わせて、放送大学一般市民学生(全科履修生)の授業履修を推進する体制を整備するとともに、高校教育への連携を強化する。大学と県校長協会との間に高大連携を協議推進する窓口機関を設置し、高校生への授業公開と単位化、出張講義、大学見学等の高校教育支援活動のあり方について検討する。

No.85

平成17年度に、大学への来訪者や電話の問い合わせ窓口を総務部総務課に一本化し、N T T 電話帳、大学ホームページ、各種印刷物等において明確化した。この第一次相談窓口を通して、教育相談、学習相談、法律相談等の担当部署に迅速、確実に連結する体制の定着を図る。学外においては、市町村と連携して教育相談、学習相談、法律相談等を学生教育と係わって出張開設しているものもあるが、地域住民のニーズに対応するため常設的な大学の情報窓口、相談窓口の設置が求められており、その設置について検討する。

No.86

平成18年4月1日から産学連携センター連携企画推進部門に教員を配置し、リエゾン機能の強化を図り、知的財産創出のための活動を推進する。
産学連携についての教員の意識改革を図るため啓発セミナーを開催する。
しまね産業振興財団や松江高専などと共同して、「しまね地域産学官連携促進連絡会議」（仮称）を設置し、産学官連携のネットワーク強化を図る。

No.87

相談窓口機能の拡充のほか、産学連携コーディネーター等が企業を積極的に訪問し、企業のニーズを的確に把握することにより、中期目標が掲げた科学技術相談150件（年間）の目標を200件に上方修正し、共同研究件数100件を目途としてリエゾン活動を推進する。
リエゾン活動を強化するために、平成18年4月1日より産学連携センター連携企画推進部門に教員を配置する。
科学技術相談や共同研究の活性化のために、次のような取組みと結合させる。

- ・ 研究シーズ集の作成、研究シーズの広報活動
- ・ 包括協定に基づく自治体等との協働による産学連携事業の推進
- ・ 学外で開催される産学官連携推進のためのコラボレーション事業への参加
- ・ 共同研究等の成果を実用化に結びつけるための、研究開発マネジメントセミナーの試行

No.88

平成18年度末までに、産学連携による大学院教育も視野に入れた共同研究を基礎とするポストドクトラルフェロー（PDF）派遣制度を検討する。

No.89

本学の広報・公聴活動の基本方針として平成17年度に策定した広報プランに基づき、地域住民・企業・地方公共団体等に向けた情報発信の強化を図る。
広報・公聴活動の質的・量的強化のために、平成18年度から、広報・公聴機能を総務課に移し、学長室の事業とする。

No.90

「大学コンソーシアム山陰」の国際交流に関する大学間交流会を開催し、加盟大学が従来独自に実施してきた学生海外派遣研修プログラムについて、加盟大学の学生が相互に参加できるよう、コンソーシアムの共同プログラムとして提供することを推進する。

No.91

「疾病予知研究センター」設置にむけて、大学内、地域内、環日本海を中心に国際的に行われている研究を調査し、共同研究のテーマ、研究のあり方について検討を進める。

No.92

医学部附属の「生涯学習研究支援センター」(仮称)に医療相談窓口を設け、開催運営を行う。
また、「高齢者の生活習慣病に関する講演会」を開催する。

2 独自の国際貢献に関する目標を明確にし、推進する。

No.93

国際交流センターを平成18年度に設置し、同センターにおいて、大学憲章や国際交流センターの理念・目的等をふまえ、本学の国際貢献の規範等を検討する。

3 外国人留学生の積極的な受入を図るとともに、受入体制の整備を推進する。

No.94

国際交流センターの学生交流部門において、外国人留学生に対する相談機能を強化するとともに、外国人留学生に対する資金貸付制度の導入を準備する。

No.95

日本語教育の新たな展開に向けて学内関係部門で調整するとともに、学外団体との連携を図り外国人留学生への日本語教育環境を整備する。

No.96

国際交流センターで、帰国外国人留学生に対して支援を行うためのデータベース構築に向けて、情報収集・情報提供が相互に行えるためのニーズ調査を行い、帰国外国人留学生の海外でのネットワーク形成を支援する。

No.97

外国人留学生の積極的な受入れを支援するために、国際交流センターにおける活動内容を盛り込んだ広報誌、ホームページを日、英、中、韓、インドネシア語化するなど、多言語化を一層推進する。

No.98

留学生の日本文化体験、地域における体験学習の機会を設けるため、島根県下の諸機関と、ホームステイ、体験型学習について調整するとともに、試行的に実施する。

小中高等学校への留学生派遣に関して、要望団体や島根県留学生等交流推進協議会への情報提供・協力体制を整備するとともに、外国人留学生に対して積極的に制度を啓発する。

4 海外の大学・研究機関等との連携・交流を推進するとともに国際共同研究を推進する。

No. 99

平成17年度に整備した海外の大学等との交流協定締結及び更新にかかる審査制度を基に、国際交流センターにおいて、新規の交流協定締結時には、部局等が提出する交流計画書の内容について審査し、協定書の更新時には、交流実績評価を実施した上で、更新を検討する。国際交流センターにおいて、大学組織としての政策と絡めた中長期的な交流協定の在り方について検討を開始する。

No. 100

国際交流センターに設置する学術交流部門を中心に、教職員対象の国際交流プロジェクトにかかる研修事業案を策定する。

No. 101

国際交流センターに設置する学術交流部門を中心に、教職員に対し、文部科学省国際開発協力サポートセンターや国際協力機構（JICA）等の情報提供を強化するとともに、それらの国際協力関係団体の実施する研修会などへの参加の推進を行う。

5 外国人研究者の受入体制を整備する。

No. 102

「政策的配分経費」に、新しく「社会・国際連携推進費」を設け、外国人の研究者の受入れを推進する
外国人研究者の宿泊施設確保のため、国際交流会館等の拡充を図る。

No. 103

中国の協定校・寧夏大学との間に発足させた国際共同研究所に研究員ポストを設け、国際共同研究の体制をつくる。

6 海外先進教育研究実践支援プログラム等、教職員の海外派遣体制を整備する。

No. 104

国際交流センターの学術交流部門を中心に、教職員の海外派遣のためのプログラムに積極的に応募するよう全学的推進を行うとともに、「政策的配分経費」に、新しく「社会・国際連携推進費」を設け、教職員の海外派遣事業を推進する。

No. 105

国際交流センターを平成18年度中に新設し、同センターにおいて、外国の教育機関からの派遣依頼や各種海外教育支援活動への協力依頼等にかかる検討、必要事項の調査及び学内関係者との調整等を行う機能を担うようにする。

No. 106

国際交流センターの学術交流部門において、国際開発協力サポートセンターの「国際開発協力のための大学等データベース」に積極的にデータ登録を行うよう推進する体制を整備し、十分な情報提供を行う。

7 学生の海外派遣を推進する。

No.107

国際交流センターで、学生の海外研修引率教員を支える体制として次の事項を実施する。

派遣前オリエンテーションを充実することにより、参加学生への安全管理意識を高めるとともに、語学能力、異文化体験能力を事前に強化する。

海外安全情報の提供や渡航中の安全管理体制を整備する。

海外渡航中の連絡体制を整えるための海外携帯電話や情報収集のための軽量ノートパソコンを整備する。

No.108

国際交流センターが教育開発センター及び外国語教育センター等と連携を図り、学生の国際的関心を高めるために次の事項を実施する。

海外情報の積極的提供

受入れ外国人留学生との共同プログラム実施など積極的な交流

研修受入外国学生との積極的な交流

No.109

国際交流センターが外国語教育センターと連携し、入学後早期からの留学のための語学学習等学生支援として次の事項を実施する。

アンケート調査に基づく効果的な語学学習サポートや海外研修実施支援を行う。

派遣留学のためのオリエンテーション実施回数を増やすとともに、留学体験者を活用する。

交流協定校からの受入れ留学生との母言語による懇談会を実施する。

No.110

平成19年度海外派遣学生数を増やすための方策として、国際交流センターが海外の大学との交流協定を活用し、協定校の留学担当者等からの学生への助言等を行えるよう、アメリカ、韓国等の担当者を招聘する。

学生への派遣留学説明会を年4回開催し、積極的な情報提供に努めるとともに、協定校からの受入れ留学生を情報提供に活用する。

No.111

国際交流センターで、私費による外国の大学等への留学を支援するための体制を検討するとともに、留学生後援会の貸付金制度の活用や、日本学生支援機構の貸付奨学金制度の活用を啓発する。

8 附属図書館は地域社会との連携及び国際化への対応を推進する。

No.112

貴重資料、遺跡資料、小泉八雲関係資料等を中心に関連機関と連携協力しながら、展示会、資料電子化及び公開等の学術・文化支援事業により、学校教育及び生涯学習活動を支援するとともに地域連携を推進する。また、小泉八雲データベースの再構築、島根大学からの公開について準備を進める。大森文庫（古医書、国書等）の史料目録を図書館ホームページを通じて公開する。

島根地域図書館連絡会については、研修会や講演会などを開催する。OPAC 横断検索についても、県内の高等教育機関、公共図書館等と連携・協議しながら実現に向けて準備を進める。

島根大学附属図書館と島根県立図書館との機関間連携・協力について、検討を進める。

島根県医療関係機関等図書館（室）懇談会及び同会主催の研修会を定期的で開催する。また、メンバー館（室）所蔵の学術情報をホームページ等で共有することで、文献複写サービス体制を整備する。島根県医療関係機関等図書館（室）懇談会の組織・活動を紹介するパンフレット

を作成し、未加盟病院図書室に参加を呼びかける活動を行う。

No.113

国際 ILL(Interlibrary loan：図書館間貸出，相互貸借)のシステムを積極的に利用し，外国との相互利用の促進を図る。

図書館ホームページ，各種情報提供システム，各種利用マニュアルを統合的に整備するとともに，多言語化（英語，中国語等）を実施する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

1 専門医療体制を整備し推進する。

No.114

がん拠点病院として，島根県が進める「がん診療ネットワーク事業」を推進する。

外来化学療法部ならびに腫瘍科を中心に，院内における科学的な根拠に基づいた診療をさらに推進する。

腫瘍センター（仮称）の設置に向けて検討を開始するとともに，専門性の高いコメディカルの養成を行う。

医療相談室の機能強化を図るため，相談支援センター（仮称）の設置について検討する。

No.115

地域の行政や医療機関と連携し，メタボリック・シンドローム対策を推進する。

平成17年度に設置した「栄養サポートチーム」の有用性を高めるため，活動についての評価，検証を行う。

No.116

効率的かつ質の高い医療チームを組織するため，診療体制の評価と再編に向けた検討を行う。

No.117

「血液浄化治療部」を高度な合併症を有する腎不全患者の治療などが実施でき，地域医療の担い手となり得る機能を維持するため，設備更新などを行い整備する。

2 地域社会に還元できる先端医療を導入する。

No.118

治験専門外来の設置に向けて，具体的な検討を開始する。

No.119

地域医療機関の指導的役割を有する病院として，継続的に高度先進医療の実践を目指して努力する。

各診療科単位に当該年度に重点的に推進すべき先端医療技術の研究課題を設定する。

No.120

「再生医療・移植センター」（仮称）の設置に向けて病院再開発計画の中に取り込むべく準備を進める。

分化誘導再生療法，培養軟骨細胞移植等の自己細胞を用いた再生医療に積極的に取り組む。

肝臓・腎臓・骨髄などの移植医療が病院をあげて実施できる環境づくりを進める。

3 人間性豊かな思いやりのある医療人を育成する。

No.121

「病院医学教育研究センター」(仮称)の設置に向けて準備を進める。
「地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育支援プログラム」-日本版WWAMIプログラム-を実践することにより地域医療人育成事業を推進する。

No.122

学外の臨床研修協力病院との連携を強化する。
「卒後臨床研修センター」の整備拡充と要員の整備を図る。
高精細遠隔診療システムを用いた遠隔診療教育を開始する。

4 患者中心の全人的医療を実践し、安全の確保を図る。

No.123

プライバシーマーク(Pマーク)の取得を目指す。
本院のホームページや患者図書室で医療業績等を含めた医療情報を公開する等、診療情報を積極的に発信する。
本院のホームページを紙媒体に代わる情報伝達システムとしてリニューアルし、この目的に活用する。

No.124

安全管理体制の確立に向けて検討を加えるとともに、インシデントレポートの評価と対応、ポケットサイズの安全マニュアル等の効率的な利用を促進し、きめ細かい医療事故防止対策を実行する。
医療機器等の安全管理システムの構築を目指し、ME機器管理室の拡充整備を行い、要員の確保、管理機器の拡大、研修会等による安全と効率についての啓発活動を積極的に進める。
医療事故を未然に防ぐために、病院職員の専門職化と業務内容に応じた適性配置、適性人数について積極的に検討を加える。
院内感染防止対策を推進する。
インシデントレポートの電子化を実施し、有効な集計や統計解析をすることにより安全対策への提言を作成する。

No.125

初診紹介患者予約システムを整備・拡充する。(インターネット上での予約)
地域医療機関等との相互理解・協力組織を強化する。
島根大学医学部附属病院関連病院長会議を継続的に開催し、地域医療の現状を踏まえながら、地域医療人育成に向けて密接な協力関係を維持する。

5 管理運営体制を強化し、経営を改善する。

No.126

外部有識者を加えた戦略企画室を中心とした効率のよい運営体制管理システムを構築する。
病院再開発に向けた基本案を作成する。

No.127

電子カルテにあわせ各種診断書、証明書の電子化について検討する。
患者図書室の整備・充実を図る。

No.128

医薬品・医療材料等の医療提供体制の効率化を図るため、収益性、経済合理性について追跡調査をすすめる。

医薬品・医療材料等の請求，購入，在庫管理，出庫管理及び在庫管理を効率的に行うために，院内物流中央管理システム(SPD)を導入し，患者別，診療科別，疾患別，病棟別などの診療原価管理に向けて具体的な検討を行う。

各種経費の削減を行うため，医薬品・医療材料等の購入計画，購入方法を再検討し，購入契約前の市場調査や価格交渉を強化し，費用対効果を十分に考慮するとともに，購入内容の再点検，代替品や類似品の導入，一元的管理，新製品の評価等を積極的に実施する。

老朽化した医療機器の計画的な更新を実施する。

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

1 幼児・児童・生徒に確かな基礎学力と「自ら学び，自ら考える力」を育む附属学校を創る。

No.129

平成19年度設置を目途に「幼小中一貫教育校」実施計画を策定し，地域の教育改革実践モデル校にふさわしい新たな教育活動を展開する。

No.130

幼・小・中合同教育研究会を開催し，地域の教育改革実践モデル校の取り組みを公開する。

No.131

「4・3・4制による幼小中一貫教育校」のカリキュラムについて，立案するとともに一部実践活動を行う。

No.132

特別支援教育プログラムを実施し，年度評価を行う。

No.133

引き続き入学者選抜方法を検討し，平成19年度に実施できるよう体制を整える。

2 教育学部とともに歩み，教員養成学部を支える新たな教育観・教職観に満ちた附属学校を創る。

No.134

「幼小」「小中」の接続期における「人間関係力」育成に向けた教育プログラムの開発・試行実施を行う。

No.135

多様な児童生徒に対応する実践的指導力育成に向けた「教職教育」のための環境づくりを行う。

No.136

平成17年度に実施した「教育臨床研究」の成果を点検評価し，大学院生によるチームティーチングの導入が附属学校教育に資するプログラムに精査して継続実施する。

3 地域に開かれ，地域を育み地域に育まれる附属学校を創る。

No.137

「幼小」「小中」の接続期の改善に向けて，平成19年度に一貫教育体制を導入するための基礎

活動を展開する。

No.138

特別支援教育に関する研修 ,研究活動を学部 ,島根県教育委員会 ,障害児学校とともに取り組む。

4 21世紀の教育を実践するに相応しい附属学校の組織及び施設設備を創る。

No.139

特別支援教育に関する研修 ,研究活動を学部 ,島根県教育委員会 ,障害児学校とともに取り組む。

No.140

島根県教育委員会との人事交流の円滑な実施にあたり , 所要の改善を行う。

No.141

附属学校に学部・附属連携担当を新設し , 2名の附属学校教員をあて学部と附属学校のより円滑な交流に努める。

No.142

附属学校の施設整備は ,平成17年度末で附小の改修工事が完了したことに伴い一応の区切りが
ついたので , 今後は限られた施設・設備の有効利用 , 教育効果を上げるための教育環境づくりの
策定に着手する。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

1 学長がリーダーシップを発揮しつつ , 全学的な支持と創意工夫を結集して , 総合大学としての自立的
かつ機動的な大学運営を行う。

No.143

法人化後の大学運営体制(役員会 , 副学長懇談会 , プレーン会議の役割・運営体制 , 全学委
員会の見直しとセンター方式の検証 , 事務機構の見直し , 役員会 , 教育研究評議会と学部等
の関係 , 松江キャンパスと出雲キャンパスの連絡調整 , 役員会の下に置かれている各種会議
について等) について , 自己点検評価を行う。

また , 年度計画執行の全学管理方法(執行管理方法 , 主担当・主管課の見直し) について検証し ,
必要な改善を行う。

No.144

部局連絡会議の役割等を検証し , より実質的な連携体制を整備する。

No.145

中期目標期間の中間地点であることを踏まえ , 進行状況の中間まとめ(検証) を行い , 必要な改
善策を講じる。

No.146

監査マニュアル(手順書 , 手引き) を作成するとともに , 監査結果のフォローアップ体制の充実を
図る。

No.147

「島根大学憲章」,「中期目標・中期計画」等を踏まえ,島根大学の個性を明確にした将来構想,中長期的経営戦略の検討に着手する。

No.148

新設センターについて検証・改善を行いながら企画立案機能を高め,全学的な施策についての自立的・機動的な大学運営に資するための専門的業務を遂行する。

2 教員と事務職員等が一体となり,共同して業務運営が行える体制を整備,強化する。

No.149

平成17年度の事務組織改革により整備された体制を基に,法人が必要とする専門性を有する職員の養成及び専門性を生かせる職員配置計画を検討する。

No.150

学内環境整備,図書館業務,福利厚生施設の運営等への学生アルバイト活用を促進する。

学生のニーズを取り入れ,計画的に福利厚生施設の整備を図る。

E M S 活動を行う学生を支援する。

学生の意見を取り入れた学生向けの広報誌をつくる。

学生センター周辺の環境整備を学生と共に行う。

学生とともに,野球場,陸上競技場,学生寮等の除草作業を行なう。

3 法人の持つ学内資源(資産,財源,人員等)を,全学的な視点に立って戦略的に運用し,法人全体の個性ある魅力的な大学を創造する。

No.151

大学評価評議会における評価基準・評価項目・評価方法等の検討を踏まえつつ,学内資源(資金,人材,施設,設備)の有効活用を行う。

No.152

評価システムに基づいて「評価(競争的)経費」の配分を行う。

No.153

大学全体の人件費から確保した戦略的に運用できる人件費を使って,より有効な人的資源の流動化に努める。

4 学部等の運営について機動性と戦略的な視点から効率化を図る。

No.154

各学部等の迅速な意思決定の仕組み・運営体制について,各部局の現状を踏まえ,必要に応じて見直す。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

1 組織の改組転換を含め,教育機能,研究機能を再検討し,教育研究の進展や社会的要請に柔軟に対応する。

No.155

(法務研究科)

法務研究科は、設置3年目の完成年度の自己点検・評価を行い、教育課程の拡充実施を図る。

(法文学部)

人文社会科学研究科における第1期生の課程修了を踏まえ、2年間の運営・教育・学生支援等について、総括を行う。

法文学部では、認証評価の第1回試行を受けて、学部改組の成果と課題を具体的に検証する。

No.156

(教育学部)

国が制度化を図る予定の「教職大学院(仮称)」について、山陰地域唯一の教員養成専門学部として、地域ニーズに対応した大学院の設置計画を策定する。

No.157

(医学部)

「医学部における教育・研究組織の改組」の方向性とその具体的な要項についての全階層の教員からの意見の集約作業と全学部レベルでの意見交換を進める。

No.158

(総合理工学部)

総合理工学部では、JABEE コースの認定取得を目指して、学科・講座の教育理念・目標を点検し、カリキュラムや対応体制の整備等をさらに進める。

物質科学科は平成19年度 JABEE 受審に向けた準備、授業の点検・評価・改善体制の強化を図る。

数理・情報学科、情報分野では、教育プログラムの改善・実施を図り中間審査を受ける。

電子制御システム工学科は、17年度受審結果に基づく改善事項を含めた継続的改善の実施を行う。

材料プロセス工学科は受審に向けて、学年進行対応、情報収集、学生支援、FD活動の公開を行う。

(生物資源科学部)

引き続き、改組・再編検討委員会において、カリキュラムを含め教育研究組織の在りかたを検討する。

No.159

(外国語教育センター)

外国語教育に責任をもつセンターとして、大学の中期目標・中期計画期間中におけるセンター独自の中期目標・中期計画・行動計画を策定済みである。各年度ごとの活動総括を踏まえつつ、センター活動の更なる発展充実を図る。

(教育開発センター)

センターの専任教員体制を確立し、センターを中心にして大学教育に関する課題意識を全学的に共有し、大学教育の企画・実施・評価、ファカルティ・ディベロップメント(FD)の計画・実施、教育の成果・効果の検証・評価等の活動を推進する体制を整備する。

(国際交流センター)

平成18年度に新設する国際交流センターにおいて、学生交流部門及び学術交流部門による組

織体制を整備する。

さらに国際交流センター内において、諸活動の実施体制、並びにセンター全体の管理運営体制を確立する。

(総合企画室)

年度計画の評価を踏まえ、改善へつなげる機能を強化する。

また、「島根大学憲章」、「中期目標・中期計画」を踏まえ、島根大学の個性を明確にした将来構想、中長期的経営戦略の検討に着手する。

(評価室)

大学評価情報データベースの教員情報入力システムにより、教員のデータ入力を開始するとともに、評価システムの開発、分析評価、評価の活用方法を策定する。

(入試センター)

専任教員の採用に伴い、入試センターに企画広報部門と研究開発部門を設ける。専任教員を中心とした入試の企画・広報・実施・評価活動を強化する。

(キャリアセンター)

専任教員及び兼任教員を中心にキャリアセンターの整備を行い、各学部、各学科の就職支援活動との連携を深め、就職率を向上させるための方策を検討する。

平成19年度に向けキャリア教育のカリキュラム化について、教育開発センターとの連携のもとに検討する。

3年生対象の就職ガイダンスについて検討し、参加者の増加を図る。

(産学連携センター)

平成18年4月1日に産学連携センター連携企画推進部門に教員を配置し、リエゾン機能の強化を図り、知的財産創出のための活動を推進する。

活動：産学官連携活動の企画、推進及び調整、研究プロジェクトの企画、推進及び実施、産学官連携活動の実践的研究と活用

No.160

新設センター（国際交流センター）へ移行がスムーズに行われているか検証する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

1 教員の活動に対する一元的に管理された多面的評価システムを構築する。

No.161

大学評価情報データベースの教員情報入力システムにより、教員のデータ入力を開始するとともに、大学評価評議会において教員の教育、研究、社会貢献、国際貢献、管理運営等に関する全学的な評価方針を策定する。また、各部局等においては、全学的な方針を基本に当該部局等に応じた評価基準を作成する。

2 教育研究を一層活性化させるために、教員の流動性を向上させるとともに、有能で多様な人材の登用を推進する。

No.162

全学的な人件費を活用し，教育研究を一層活性化できるよう，任期制の導入を促進する。

No.163

教員の採用は原則公募を徹底し，研究人材データベース等への掲載を推進する。

No.164

人事委員会において，採用方針，採用方法の妥当性について厳格な審査を行う。

No.165

選考結果の公開方法について，検討する。

No.166

大学の方針に沿った教員の任期付き任用制度の導入を推進する。

No.167

女性教員や外国人教員の雇用割合を高める方策を全学組織において検討する。

3 事務職員の専門性等の向上のため，必要な研修機会を確保するとともに，他大学等との人事交流に配慮する。

No.168

事務職員の専門性を高めるための研修(職務別研修)について，再度，職務別毎に必要とする能力・研修を担当部局に照会し，研修の実施体系・方法について検討する。

No.169

山陰地区，島根地区における定期的・計画的人事交流をこれまでどおり推進するとともに，交流の範囲を中国地区内及びその他の地域まで広げた人事交流の可能性について引き続き検討する。

4 教職員の処遇に本人の業績を適切に反映させる。

No.170

平成17年度新たに設置された大学評価評議会の検討結果を踏まえ，国家公務員の新評価制度を参考にしながら教職員の能力・業績評価の結果を教職員の処遇に適切に反映させるためのシステムや新給与体系について人事・給与制度WGを中心に引き続き検討を行う。

No.171

年俸制を導入する職種，条件，課題等について教員を交えたWG(又はPT)を設置し検討する。

No.172

専門的な資格・能力の内容や対象職種について引き続き検討し，併せて該当する資格・能力を生かせる配置先も検討する。国家公務員の新評価制度には，自己評価法が導入される予定であり，この評価結果を処遇に反映させる方法を検討する。

5 教職員の人権意識，職場倫理及び社会的信頼をより一層向上させる。

No.173

教職員のモラルの向上を図るための研修会等を引き続き実施する。

6 教職員が働く環境を改善する。

No.176

出雲キャンパスに保育施設を開設し，乳幼児の保育を開始する。
松江地区の教職員，学生の保育環境を整えるための具体的な方策について調査検討を行う。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

1 各種事務の集中化・電算化等により，事務処理の簡素化・迅速化を図るとともに，事務組織・職員配置の再編，合理化を進める。

No.178

学内 LAN を利用した事務処理について，業務改善の検討結果も踏まえて，可能なものから実施する。
さらに，引き続き学内 LAN を利用した事務処理が可能な業務について，処理方法の見直しを含めて検討を行っていく。

No.179，180

機能的な組織の構築と人員の再配置を実施し，さらに法人理念・目的に照らした組織の抜本改革のための検討を開始する。

No.181

平成18年度から導入した教員発注について，フォローアップ（検証・改善）を行う。
物品調達の効率化を図るため，複数年契約の更なる拡大を図る。

No.182

職員の職務負担状況を考慮し，外部委託の実施について引き続き検討を行い，可能なものから実施する。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

1 科学研究費補助金等外部研究資金その他の自己収入を積極的に増やし，活用するための組織的な取り組みを行う。

No.183

科学研究費補助金申請マニュアルを全面的に見直し，改定を行うとともに，科学研究費補助金申請に係るインセンティブ，ペナルティ制度を確立し，平成19年度科学研究費補助金の獲得に向けての取り組みを強化する。
外部研究資金(科研費を除く。)獲得マニュアルを作成し，獲得に向けての取り組みを強化する。
平成16年度及び17年度の外部研究資金ごとの受入実績を分析し，外部研究資金ごとに増加策を検討する。
競争的資金制度等の外部研究資金に関する情報の収集と提供を一層徹底するとともに，獲得のためのシステムを検討する。

No.184

平成18年7月末までに科学研究費補助金申請に係るインセンティブ，ペナルティ制度を確立す

る。

No.185

外部研究資金（科研費を除く。）については，研究戦略会議と産学連携センター，学部が連携して組織的に獲得，拡大に向けての取り組みを強化する。研究戦略会議及び研究資金獲得方策検討WGにおいて戦略的に計画を立て，産学連携センター等が具体化する。

科学研究費補助金については，研究戦略会議と学部等が連携して組織的に獲得，拡大に向けての取り組みを強化する。研究戦略会議及び研究資金獲得方策検討WGにおいて戦略的に計画を立て，学部等で具体的に実施する。

平成18年度中に全学的な外部資金担当部門の充実，組織・支援体制の整備について検討する。

No.186

同窓会連合会等の組織を活用し，寄附受付を開始する。

2 収入を伴う事業の実施により，自己収入の拡充に努める。

No.187

大学の人的・知的資源を活用して社会貢献・地域連携事業を組織的に推進するために学内の関係部局，センター等の連携協力体制を構築するとともに，学外に地域拠点を設け，本学の公開講座・公開授業の一部やその他の学習講座事業を収益事業として展開する。

加えて，本生涯学習教育研究センター独自事業「生涯学習ツアー」を収益事業に格上げし，事業収入の拡充を図る。

また，地元自治体や民間団体から，生涯学習に係わる委託研究事業を積極的に受け入れ，収入を伴う事業の拡充を目指す。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

1 管理的経費の抑制を図る。

No.188

予算配分において管理的経費の削減を引き続き推進する。

総人件費改革の実行計画を踏まえ、概ね1%の人件費の削減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

1 資産の効率的活用を図る。

No.189

資産の適切かつ効率的な運用を図る。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に係る目標を達成するための措置

1 評価の効率性・適切性・透明性の向上，評価手法の改善に努める。

No.191

大学評価情報データベースの教員情報入力システムにより，教員のデータ入力を開始するとともに，大学評価評議会において教育，研究，経営に関する全学的な評価方針を策定する。また，

各部局等においては、全学的な方針を基本に当該部局等に応じた評価手法を開発する。

2 自己点検・評価を積極的に行うとともに、第三者評価を厳正に受けとめ、評価結果を大学運営の改善に十分に反映させる。

No.192

大学評価・学位授与機構の評価基準に照らした自己点検評価を行い、これを学内に公開するとともに、必要な改善策を講じ、大学運営に反映させる。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

1 教育研究活動の状況等大学に関する情報提供の充実を図る。

No.193

広報プランに基づく平成18年度の広報活動計画により、広報活動を実施する。

No.194

広報プロジェクトの一つとして、学生向け広報誌を、学生も参加する体制により発行する。その他の広報プロジェクトについても、可能なものから実施する。

No.195

大学評価情報データベースの構築を踏まえ、大学の持ついろいろな知的情報のデータベースを一元的に公開できるシステムを構築する。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

1 施設・校地の点検・評価に基づき、教育研究スペースの適正化・活性化を図り、長期的な施設整備の構想を立案し、計画的な整備と管理を行う。

No.197

平成16・17年度に行った全学的な施設の整備・利用状況に関する点検・評価の結果を総合的に評価し、施設整備の長期構想の見直しができる資料を作成する。

No.198

教養講義室棟及び各学部の教室配置実態を踏まえて、効率的な教室利用及び維持管理に関する全学管理体制を整備する。特に、平成18年度以降、教育改革の一環として老朽化した視聴覚機器・机・椅子等の整備に係る教室現代化年次計画を策定し、全学経費で実行する。

No.199

「島根大学における研究設備整備に関する基本的な考え方」(役員会決定)に基づく共同利用を踏まえた設備整備、有効利用を一層推進する。

No.200

松江キャンパスについては、CA委員会で作成した川津キャンパス駐車・駐輪・緑化ゾーニング(案)をもとに、各ゾーニング計画の具体的な内容の検討を開始する。出雲キャンパスは松江キャンパスに準じたゾーニング計画原案の検討を開始する。

No.201

快適な生活環境改善の一環として、平成17年度に引き続き学生や一般者の利用頻度の高いトイレの整備を優先的に行う年次計画に基づいて改修を行う。

教育環境整備としては、全学的な施設整備・利用状況に関する点検・評価の結果に基づいて、教育研究スペースの有効利用の計画案を検討する。また、情報網（無線LAN）の整備及び講義室の空調整備計画案の検討を行う。

2 キャンパスアメニティの向上、エコロジーキャンパス、キャンパス緑化等を推進し、豊かなキャンパスづくりを図る。

No.202,203

松江キャンパスにおいては、平成17年度に取得したISO14001の規格に基づき、環境マネジメントシステムを運用する。また、松江キャンパスでの環境マネジメントシステムの実践と検討を踏まえて、大輪地区及び出雲キャンパス等への範囲の拡大を検討する。

平成18年度に、省エネルギー計画に基づいて出雲キャンパスの冷熱源設備の改修をESCO事業により行い、省エネルギー率10%以上を確保し温室ガス排出抑制を目指す。

3 ユニバーサルデザイン、環境保全等の社会的要請に十分配慮する。

No.204

平成17年3月に制定した、国立大学法人島根大学の高齢者や身体障害者等に配慮した施設の整備計画に基づいて順次整備を行う。

4 民間資金等の導入による施設整備やその管理運営等を含め、特色ある施設整備や施設管理の推進を図る。

No.205

出雲キャンパスに保育施設を開設し、乳幼児の保育を開始する。

松江地区の教職員、学生の保育環境を整えるための具体的な方策について調査検討を行う。

学生寄宿舎については、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく「PFI」による整備計画の検討を開始する。

民間資金等の導入による施設整備の一環として、出雲キャンパスの冷熱源設備改修工事をESCO事業により開始する。

松江、出雲キャンパスの駐車場等の管理運営等を検討する。

食堂、売店等の管理運営方法及び福利厚生施設の民間資金活用による整備等の検討を開始する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

1 研究・実験施設、教室、附属病院等における、安全衛生管理を徹底して、教職員の健康と安全を守る環境整備と、学内での事故防止に努める。

No.206

産業医、衛生管理者及び平成17年度に養成した衛生工学衛生管理者による点検結果を踏まえて、必要な事項については、建物の改修、設備等の改善を含めた適切な対策を講ずる。

平成17年度に引き続き、衛生管理者及び衛生工学衛生管理者の養成を行う。

2 化学物質、RI、実験廃液及び廃棄物処理等の安全管理を図り、安全で快適な教育研究環境の確保を図る。

No.207

松江キャンパス環境汚染等防止対策専門委員会及び施設・環境委員会において、富山大学が開発した「薬品管理システム」導入に向けて、数研究室を選定し試行を実施する。この試行結果を踏まえて、本格導入について検討を行う。

No.208

松江キャンパスは、平成17年度に廃棄物集積場所の整備が、部分的な整備（舗装等）しか行えなかったため、残った整備については平成18年度末までに完了させる。

3 自然災害や人的災害及び原発事故等に対する安全性の確保に努める。

No.209

各種防災設備の設置状況、避難動線については引き続き点検を行い不備がある箇所については整備を行う。エネルギー供給等のインフラ整備についても、防災性能上の点検を行う。

No.210

防災マニュアルをホームページの学内掲示板に掲示し周知するとともに、各種の会議等において説明を行い、構成員への教育を行う。

4 高度情報化を推進するため、情報資産のセキュリティ対策の充実を図る。

No.212

情報セキュリティポリシーの学生・教職員等への周知を図る。
情報セキュリティ講習会等を実施し、情報セキュリティに対する本学構成員への理解・浸透を図る。

No.213

実施手順書の未作成部署に対して、同文書の作成を促す。
情報セキュリティ対策基準については、PDCAサイクルにより見直しを図る。

予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額
28億円
2. 想定される理由
運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要、担保に供する。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡する計画

- 1 職員宿舎（鳥飼宿舎）の土地の一部（島根県松江市西川津町字鳥飼688番4，66.09㎡）を譲渡する。
- 2 職員宿舎（西川津宿舎）の土地の一部（島根県松江市西川津町字津嘉田694番1，64.90㎡）を譲渡する。

担保に供する計画

附属病院の基幹・環境整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物について、担保に供する。

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源
・アスベスト対策	総額 1,411	施設整備補助金 (900)
・(川津)校舎改修(教育)		長期借入金 (455)
・(医病)基幹・環境整備		国立大学財務・経営センタ-施設
・小規模改修		費交付金 (56)

注)金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- ・ 大学全体の人件費から確保した戦略的に運用できる人件費を使って、より有効な人的資源の流動化に努める。
- ・ 全学的な人件費を活用し、教育研究を一層活性化できるよう、任期制の導入を促進する。
- ・ 教職員の能力・業績評価の結果を、処遇に適切に反映させるためのシステムや新給与体系について検討する。

(参考1) 18年度の常勤職員数 1,416人

また、任期付職員数(注)の見込みを179人とする。

(注)教育職員の任期に関する規程による任期付教員

(参考2) 18年度の人件費総額見込み 14,507百万円(退職手当は除く)

(別紙)

予算(人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

(別表)

学部の学科, 研究科の専攻等の名称と学生収容定員, 附属学校の収容定員・学級数

(別紙) 予算, 収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成18年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	10,519
施設整備費補助金	898
船舶建造補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	49
国立大学財務経営センター施設費交付金	56
自己収入	14,278
授業料及び入学金検定料収入	3,719
附属病院収入	10,434
財産処分収入	5
雑収入	120
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	800
長期借入金収入	349
貸付回収金	0
承継剰余金	0
旧法人承継積立金	0
目的積立金取崩	0
計	26,949
支出	
業務費	23,820
教育研究経費	11,839
診療経費	9,457
一般管理費	2,524
施設整備費	1,303
船舶建造費	0
補助金等	49
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	800
貸付金	0
長期借入金償還金	977
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	26,949

「施設整備費補助金」のうち,平成18年度当初予算額40百万円,前年度よりの繰越額858百万円

[人件費の見積もり]

期間中総額 14,507百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額 11,780百万円)

2. 収支計画

平成18年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	25,324
業務費	23,349
教育研究経費	1,014
診療経費	6,091
受託研究費等	393
役員人件費	153
教員人件費	8,621
職員人件費	7,077
一般管理費	705
財務費用	247
雑損	0
減価償却費	1,023
臨時損失	0
収入の部	
経常収益	25,536
運営費交付金	10,062
授業料収入	3,027
入学金収益	441
検定料収益	131
附属病院収益	10,434
受託研究等収益	393
補助金等収益	48
寄附金収益	370
財務収益	0
雑益	125
資産見返運営費交付金戻入	91
資産見返補助金等戻入	1
資産見返寄附金戻入	16
資産見返物品受贈額戻入	397
臨時利益	0
純利益	212
目的積立金取崩益	0
総利益	212

3. 資金計画

平成18年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	28,581
業務活動による支出	24,364
投資活動による支出	1,676
財務活動による支出	977
翌年度への繰越金	1,564
資金収入	28,581
業務活動による収入	25,641
運営費交付金による収入	10,519
授業料及び入学金検定料による収入	3,719
附属病院収入	10,434
受託研究等収入	392
補助金等収入	49
寄附金収入	408
その他の収入	120
投資活動による収入	959
施設費による収入	954
その他の収入	5
財務活動による収入	349
前年度よりの繰越金	1,632

別表(学部の学科, 研究科の専攻等)

法文学部	法経学科	270 人
	社会文化学科	210 人
	言語文化学科	265 人
	法学科	145 人
	社会システム学科	95 人
	編入学	20 人
教育学部	学校教育課程	510 人
	(うち教員養成に係る分野)	510 人)
	学校教育教員養成課程	100 人
	(うち教員養成に係る分野)	100 人)
	生涯学習課程	65 人
	生活環境福祉課程	35 人
医学部	医学科	550 人
	(うち医師養成に係る分野)	550 人)
	看護学科	260 人
総合理工学部	物質科学科	520 人
	地球資源環境学科	200 人
	数理・情報システム学科	400 人
	電子制御システム工学科	320 人
	材料プロセス工学科	160 人
	編入学	40 人
	生物資源科学部	生物科学科
生態環境科学科		180 人
生命工学科		160 人
農業生産学科		120 人
地域開発科学科		220 人
編入学		40 人
人文社会科学研究科	法経専攻	12 人
	(うち修士課程)	12 人)
教育学研究科	言語・社会文化専攻	12 人
	(うち修士課程)	12 人)
	学校教育専攻	10 人
	(うち修士課程)	10 人)
医学系研究科	教科教育専攻	60 人
	(うち修士課程)	60 人)
	形態系専攻	32 人
	(うち博士課程)	32 人)
	機能系専攻	60 人
	(うち博士課程)	60 人)

総合理工学研究科	生態系専攻	28人
	（うち博士課程	28人）
	医科学専攻	30人
	（うち修士課程	30人）
	看護学専攻	24人
	（うち修士課程	24人）
	物質科学専攻	72人
	（うち修士課程	72人）
	地球資源環境学専攻	28人
	（うち修士課程	28人）
	数理・情報システム学専攻	56人
	（うち修士課程	56人）
	電子制御システム工学専攻	44人
	（うち修士課程	44人）
	材料プロセス工学専攻	24人
	（うち修士課程	24人）
	マテリアル創成工学専攻	18人
（うち博士課程	18人）	
電子機能システム工学専攻	18人	
（うち博士課程	18人）	
生物資源科学研究科	生物科学専攻	24人
	（うち修士課程	24人）
	生態環境科学専攻	36人
	（うち修士課程	36人）
	生命工学専攻	24人
	（うち修士課程	24人）
	農業生産学専攻	24人
	（うち修士課程	24人）
	地域開発科学専攻	44人
	（うち修士課程	44人）
法務研究科	法曹養成専攻	90人
	（うち専門職学位課程	90人）
附属小学校	普通学級のうち単式学級	
	480人	
	学級数 12	
	普通学級のうち複式学級	
	48人	
	学級数 3	
	特殊学級	
	24人	

附属中学校	学級数	3
	普通学級	
	480人	
	学級数	12
附属幼稚園	特殊学級	
	24人	
	学級数	3
	160人	
	学級数	5